

昭島市立拝島第二小学校 P T A 規約

第1章 名 称

第 1 条 本会は、東京都昭島市立拝島第二小学校 P T A といい、事務所を拝島第二小校内に置く。

第2章 目 的

第 2 条 本会は、児童の心身の健全な発達を図り、あわせて会員相互の親睦を深め、教養を高めることを目的とする。

第3章 方 針

第 3 条 本会は、次のことがらを方針とする。

1. 教育を本旨とする民主的団体として活動し、他のいかなる団体の干渉を受けない。
2. 政治や宗教、また営利を目的とするような活動は行わない。
3. 児童の心身の健全育成のために活動する他の社会的団体などと協力する。
4. 学校の管理や運営に干渉しない。

第4章 会 員

第 4 条 本会の会員は、拝島第二小学校在学児童の保護者と、学校に勤務する教職員とする。

第5章 会 計

第 5 条 本会の経費は、会員及びその他の収入によってまかない、第 2 条の目的のために使用する。

第 6 条 本会の会員は、一世帯年額 2, 0 0 0 円の会費を納める。

原則として納入した会費については返金しない。

転入者については四半期に分けて該当月により計算する。

第 7 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第6章 本部役員、会計監査及び委員

第 8 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名 (保護者 1 名)
2. 副会長 5 名 (保護者 4 名、副校長)
3. 書 記 5 名 (保護者 3 名)
4. 会 計 4 名 (保護者 2 名)

但し、会長以外の定数は、必要に応じて運営委員会の承認を得て変更できる。

第 9 条 本会に会計監査（保護者 2 名）を置き、毎年度末に監査して総会に報告する。

また必要があれば、随時監査できる。

第 1 0 条 本会に次のクラス代表を置く。

1. クラス委員 (各クラスより保護者 1 名)
2. 広報委員 (各学年よりクラス数の保護者)
3. 文化行事委員 (各学年よりクラス数の保護者)
4. ウィズユース委員 (各学年よりクラス数の保護者)
5. 推薦委員 (各学年よりクラス数の保護者)

以上 2 ～ 5 の委員を総称して専門委員という。

第 1 1 条 本部役員の役割は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、一切の会務を管理し、総会・運営委員会及び本部役員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、代理を務めることができる。

3. 書記は、会議の記録及びその他の庶務にあたる。
4. 会計は、会費の徴収及び金銭の出納管理に関する一切の事務ならびに総会で会計監査を経た決算報告をする。

第12条 クラス代表の役割は次のとおりとする。

1. クラス委員

- (1) 運営委員会に出席し、会員の意見を反映させ、運営委員会の諸決定を実行するときの中心となる。
- (2) 学年・クラスのPTA活動の計画・実施。

2. 広報委員は、会報の発行・その他の広報活動を行う。

3. 文化行事委員

- (1) 会員の文化教養、児童教育の理解を深めるための活動ならびに会員相互の親睦・レクリエーションに関する活動
- (2) ベルマークの回収集計業
- (3) 運動会など行事運営サポート

4. ウィズユース委員は、ウィズユース行事に関する活動を行う。

5. 推薦委員は、選出規定に基づいて、会長、副会長、会計監査の選出を行う。

6. 運営委員会には、各クラスより必ず1名は出席する。

第13条 各専門委員会の委員長、副委員長、書記の役割は次のとおりとする。

1. 委員長はその委員会を代表し、委員の招集、会務の一切を管理する。

2. 副委員長は、委員長を補佐する。代理を務めることができる。

3. 書記は、会議の記録及びその他の庶務にあたる。

第14条 本部役員、クラス代表、会計監査および特別委員の選出は、別に定める選出規定による。

第15条 本部役員、クラス代表、会計監査の任期は1か年とし、再任を妨げない。欠員が生じた時は選出規定にしたがい、任期は前任者の残任期間とする。

第7章 総 会

第16条 総会は最高の議決機関で、全会員によって構成され、任務は次のとおりとする。

1. 規約の改廃。
2. 本部役員と会計監査の承認。
3. 予算の審議決定ならびに会計監査を経た決算報告の承認。
4. その他。

第17条 総会は、定期総会を年度初めに開会する。なお、形式としては対面総会または書面総会とする。臨時総会は運営委員会で必要と認めた時及び会員の5分の1以上の要求があった時に開会することができ、会員の5分の1以上の出席により成立する。（委任状含む）議決は出席者の多数決による。

第8章 会 合

第18条 本会に次の会合を設け、推薦委員会を除き各会合は原則として公開とする。

1. 運営委員会

本部役員と各専門委員会代表ならびにクラス委員で構成し、総会に次ぐ議決機関であり、構成員の3分の2以上の賛成により議決し、その任務は次のとおりとする。

- (1) 本部役員会提案の審議決定。
- (2) 各専門委員会によって立案された計画の審議。
- (3) 学年・クラスからの提案の審議決定。
- (4) 総会に提出する報告書の作成。
- (5) 細則・選出規定の改廃。
- (6) その他。

2. 本部委員会

本部役員（会長、副会長、書記、会計）と各専門委員会代表で構成し、その任務は次のとおりとする。

- (1) 本会の維持・運営・推進に関する一切を管理する。
 - (2) 各専門委員会の諸議案を運営委員会に提案する。
 - (3) 各専門委員会を総括し、円滑化を図る。
 - (4) 年度予算及び各専門委員会ならびに学年会の会計収支の調整。
 - (5) その他、総会及び運営委員会から委任された会務の処理。
 - 3. 専門委員会
各専門委員・担当教師若干名で構成し、第12条で定められた事項を実施するにあたり、次の会合を設ける。
 - (1) 広報委員会
 - (2) 文化行事委員会
 - (3) ウィズユース委員会
 - (4) 推薦委員会
 - 4. 学年会
各学年ごとにクラス代表ならびに担任教師で構成され、必要に応じて開催することができる。
 - 5. 特別委員会
必要に応じて、運営委員会の協議により設置する。
- 第19条 校長は、諸会議に出席して意見を述べることができる。

第9章 附 則

- 第20条 本規約の運用及び会の運営を詳細に規定するために細則を設けることができる。
- 第21条 本会は、昭島市公立学校のPTAとの間に連絡協議会を持つ。
- 第22条 本改正規約は令和4年5月24日より実施する。
- 第23条 災害時などの特例措置として、会の運営において必要なことからの権限を会長に移譲することができる。

選 出 規 定

- 第1条 推薦委員会は、本部役員（会長1名、副会長4名、会計監査2名）を推薦する。
- 1. 会員からの推薦を参考に、守秘義務を重んじ推挙し、総会で承認を得る。
人数は必要に応じて、運営委員会の承認を経て定員を変更できる。
 - 2. 公正を保つため、推薦委員は自薦・他薦の対象から除く。
- 第2条 各クラスごとに役員を選出するのではなく、各学年合同で選出する。
- *但し、クラス委員は各クラスごと1名選出することとし、2クラスの学年は学年全体で8名、3クラスの学年は12名選出する。
- 1. クラス委員 各クラスより1名
 - 2. 広報委員 各学年よりクラス数の保護者
 - 3. 文化行事委員 各学年よりクラス数の保護者
 - 4. ウィズユース委員 各学年よりクラス数の保護者
但し、ウィズユース委員のうち1年生を含めた全学年の中から選出した合計5名は、本部委員（書記3名、会計2名）となる。
 - 5. 推薦委員 各学年よりクラス数の保護者
人数は必要に応じて、運営委員会の承認を経て定員を増やすことができる。
- 第3条
- 1. 本部役員（書記3名、会計2名）の選出に関して、会長は第2条4のウィズユース委員より選出された5名を招集し、その中から書記・会計を互選し、総会で承認を得る。
 - 2. 書記・会計の再任を認めることとし、そのクラスに関しては、ウィズユース委員の選出は

行わないものとする。

人数は必要に応じて、運営委員会の承認を経て定員を変更できる。

第4条 専門委員会は、委員の互選により委員長・副委員長・書記をそれぞれ1名ずつ選出する。

第5条 在学児童の保護者は、一人の児童につき、1回は役員またはクラス代表になるものとする。立候補で決定しない委員については、当該クラスで今まで未選出の者からくじ引きで決定する。やむを得ない事由による選出外対象者は、年度ごとに、選出前に会長の了承を得ることとする。

第6条 やむを得ない事由により、欠員が生じた場合は、下記の通りとする。

1. 本人が所属委員会に連絡する。
2. 委員長は、委員会内で欠員補充の有無を決定し、速やかに本部役員へ連絡する。
3. 本部で、運営委員会で協議するかを決定する。
4. 欠員補充が必要な場合は、本部役員から当該クラスに連絡し、選出する。

第7条 本規定に定められていないことがらについては、運営委員会で協議する。

第8条 災害時などの特例措置として、本部役員選出を会長に委任することができる。

見舞いに関する規定

本規定は、拝島第二小学校児童及び会員について適用される。

1. 会員の負傷及び災害の時は、次の金額を見舞金としておく。
 - (1) 会員の会務執行中の障害・・・10,000円
 - (2) 会員火災見舞金・・・5,000円
2. 死亡の場合の香料は、次のとおりとする。

児童	・・・	10,000円
会員	・・・	10,000円
3. 上記以外の特別な場合は、運営委員会の協議によって決定する。